

スポーツ審議会における部会の設置について（案）

令和5年3月29日

スポーツ審議会

スポーツ審議会令（平成27年政令第329号）第5条第1項及びスポーツ審議会運営規則（平成27年12月24日スポーツ審議会決定）第3条第1項の規定に基づき、スポーツ審議会に次の部会を設置する。

スポーツ・インテグリティ部会

（所掌事務）

スポーツ・インテグリティの確保のための方策について調査審議すること。

（設置期間）

所掌事務に関する審議が終了したときに廃止する。

[参照条文]

○スポーツ審議会令（平成27年政令第329号）（抄）

（部会）

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4～6 （略）

○スポーツ審議会運営規則（平成27年12月24日 スポーツ審議会決定）（抄）

（部会）

第3条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

2～5 （略）